

水道料金改定 Q & A

Q1	前回の値上げはいつですか？ なぜこの時期に料金改定をするのですか？	P2
Q2	なぜ今回の値上げ幅（39円/m ³ も一気にあげる）になったのですか？	P2
Q3	人口減少や節水などで使用水量が減少しているのに、なぜ料金が高くなるのですか？	P3
Q4	料金値上げをしないとどうなるのですか？	P3
Q5	施設や水道管の更新をしないとどうなるのですか？	P4
Q6	赤字分は税金で補てんし、水道料金を低く抑えることはできないのですか？	P4
Q7	必要な資金は経営努力で何とかすべきではないのでしょうか。これまで企業局として何か経営努力をしてきたのですか？	P5
Q8	値上げした分を何に使うのですか？	P5
Q9	今回値上げをしたらもう値上げをしなくて済むのですか？	P5
Q10	市民の理解を得るための取り組みはしてきたのですか？	P6
Q11	なぜ、地域ごとに料金（事業）が異なるのですか？	P6
Q12	なぜ今回の改定が、宇城市全体ではなく一部の地域なのですか？	P7
Q13	一度にではなく、段階的に値上げすることはできないのですか？	P8
Q14	水道料金が上がれば下水道使用料も上がるのですか？	P8
Q15	宇城市の水道料金は他の自治体と比べて高いのですか、低いのですか？	P8
Q16	新料金はどのような考え方で算定されたのですか？	P9
Q17	一般的にはどのくらい値上がりするのですか？	P9
Q18	いつから値上がりするのですか？	P10
Q19	低所得者への減免制度はないのですか？	P10
Q20	口座振替割引等の割引制度はないのですか？	P10
Q21	クレジット払いやキャッシュレス決済はできないのですか？	P11
Q22	節水しているのに、基本料金を一律に請求されるのは不合理ではないですか？	P11

Q1 前回の値上げはいつですか？ なぜこの時期に料金改定をするのですか？

前回の料金改定は、令和元年10月に消費税改定（8%→10%）に伴う値上げと簡易水道料金の一部改定を行っています。今回改定する地区は、消費税改定に伴う値上げ以来となります。

本来ならば、上天草・宇城水道企業団が値上げした令和2年4月において、料金を改定するべきところでしたが、前回の消費税改定に伴う値上げから半年しか経っていなかったこと、コロナ禍に伴う市民への影響を考慮したことから、今日まで料金を据え置いてきました。

Q2 なぜ今回の値上げ幅（39円/m³も一気にあげる）になったのですか？

水道企業団が、八代浄水場を中心とした各施設の大規模改修工事（総事業費は約85億円）を予定しており、事業の実施に伴い、平成16年の供用開始から改定していなかった受水費が、令和2年4月1日から1m³当たり39円値上げされたため、その購入原価分をそのまま使用料金に転嫁するものです。

Q3 人口減少や節水などで使用水量が減少しているのに、なぜ料金が高くなるのですか？

節水は限られた資源を大切に使うという意味で、また家計の節約という意味でも、とても有意義なことです。

しかし水道事業は、使用水量が減ったからといって、すぐに設備を小さいものに替え、経費を抑えて料金収入の減少を補うことが難しい事業です。

また、老朽化した施設の更新や耐震化を計画的に実施していくための支出が膨らむため、料金改定をしなければ今後も赤字はさらに拡大します。

水道事業は市民の皆様、市内事業者の皆様からの水道料金で支えられており、今回最低限の値上げをお願いせざるを得ない状況となりました。

Q4 料金値上げをしないとどうなるのですか？

毎年赤字額が累積し、水道施設や水道管の更新、耐震化などが実施できなくなり、皆様に安定して水をお届けできなくなります。今回の料金改定を先送りすることは、将来の値上げ幅をより大きくしてしまうため、今回の料金改定を実施することとしました。

Q5 施設や水道管の更新をしないとどうなるのですか？

施設や水道管の更新をしない状況が続けば、漏水による断水がたびたび発生し、皆様に安定して水をお届けできなくなる可能性があります。

本市でも熊本地震の際など、実際に老朽化した水道管の破損による漏水事故が起こり、広範囲にわたる断水や赤水の発生により、皆様にご不便をおかけするような事態も起こっています。

水道などのライフラインに被害が出ると、生活に大きな打撃を与えてしまうこととなりうるため、大きな地震が起きても被害を受けにくい水道施設や水道管の更新を進めていく必要があります。

Q6 赤字分は税金で補てんし、水道料金を低く抑えることはできないのですか？

水道事業の経営に必要な経費は、皆様からいただく水道料金でまかなうという「独立採算制の原則」を基本として経営しています。

また、税金は福祉・教育・保育・道路などの市民サービスに充てられており、水道事業の赤字分を税金で埋めると、それらのサービスの低下を招いてしまうおそれがあるため、安易に市からの補助により、料金を低く抑えることは妥当ではありません。

Q7 必要な資金は経営努力で何とかすべきではないのでしょうか。これまで企業局として何か経営努力をしてきたのですか？

職員の削減や施設の統廃合、業務の民間委託など、経費削減の努力を続け、約 15 年間大幅な料金の値上げをせず運営してまいりました。

しかしながら、水道施設の老朽化や耐震化に対応するため、今後も維持管理や施設更新等に多額の費用がかかり、経営努力だけでは対応できないと判断させていただきました。

Q8 値上げした分を何に使うのですか？

水道事業の安定経営のため、水道施設の更新・耐震化及び基幹管路の耐震化などに計画的に使用します。

Q9 今回値上げをしたらもう値上げをしなくて済むのですか？

今後とも、将来の施設更新に必要な経費についての検証・精査を行うとともに、更新需要と財政収支の見通しにより、将来に向けて持続可能な料金水準を検討してまいります。

Q10 市民の理解を得るための取り組みはしてきたのですか？

本市では、水道事業の中長期経営計画である「宇城市水道事業（簡易水道事業）経営戦略」を平成29年3月に策定し、財政状況や今後の料金体系の在り方、経営方針等について取りまとめ、市のホームページで市民の皆様にお示ししています。

また、経営の健全性・効率性や老朽化の状況について、類似団体平均との比較分析を行っている「経営比較分析表」を毎年度作成し、ホームページでの掲載を行っています。

今後は、このような情報についてもより多くの市民の皆様にご覧いただき、ご理解をいただけるようさらに努めてまいります。

Q11 なぜ、地域ごとに料金（事業）が異なるのですか？

「水道事業は税金でなく、利用者の水道料金でまかなわれている」こと。そのため、各水道事業の諸条件の違いにより、水道料金に違いが生まれます。

【水道料金が決まる諸条件4つ】

- ① 給水地域における地理的要因（水源の種類やその取得条件（地下水・河川水・ダムなど）の違いなど）
- ② 給水地域における歴史的要因（水道布設年次や水道建設費用の額など）
- ③ 社会的要因（人口密度や生活様式などによる需要構造の違いなど）
- ④ 外部不経済要因（水道水源の質的悪化など）

上記の諸条件により、水道事業体によって水を作るのに必要となる費用が違うので、水道料金に格差が生じています。

Q12 なぜ今回の改定が、宇城市全体ではなく一部の地域なのですか？

今回の改正は、水道企業団からの受水により給水を行っている「松橋小川上水道」、「豊野西部簡易水道」において、給水原価が上昇するために当該地域のみ改正するものです。

水道事業を経営するに当たっては、水道法に基づき厚生労働大臣又は都道府県知事の認可を要し、その際の事業計画の中で、給水区域や人口、給水量や料金等を定める必要がありますが、現在宇城市においては、旧町での認可をそのまま引き継ぎ、三角上水道、松橋小川上水道(H26 事業統合)、不知火町簡易水道（東部・塩浜・松合）、豊野町簡易水道（西部・上巢林）の7地域の事業区分があり、料金体系も異なっている状況です。

現状では、地域間の料金格差が大きいところもあり、上水道と簡易水道と事業形態が異なっていることなどから水道料金の均一化ができない事情にあります。

Q13 一度にではなく、段階的に値上げすることはできないのですか？

今回の水道料金の改定は、現時点で実際に収入不足の要因となっている、受水費（給水原価）の増加分をまかなうためのものです。現行料金のままでは赤字が回復することはない、段階的に値上げを行った場合は、累積赤字の補てんが遅れ、後年度の負担がさらに大きくなってしまうため、一度に行います。

今後、ますます増大する老朽化した水道管・施設の更新・耐震化により、現行料金を維持したままでは、更に経営悪化が深刻になり、手持ちの現金などが枯渇する見込みであることから、実施するに至ったものです。

改定後も決して経営に余裕が生じるわけではないことから、段階的な引き上げは困難な状況です。

Q14 水道料金が上がれば下水道使用料も上がるのですか？

今回の改定は水道料金だけの改定です。下水道使用料の改定はありません。

Q15 宇城市の水道料金は他の自治体と比べて高いのですか、低いのですか？

改定前、改定後も、熊本県内 14 市の中で 2 番目に高い料金となっています。

Q16 新料金はどのような考え方で算定されたのですか？

水道企業団が、八代浄水場を中心とした各施設の大規模改修工事（総事業費は約 85 億円）を予定しており、事業の実施に伴い、平成 16 年の供用開始から改定していなかった受水費が、令和 2 年 4 月 1 日から 1 m³当たり 39 円値上げされたため、その購入原価分をそのまま使用料金に転嫁するものです。

Q17 一般的にはどのくらい値上がりするのですか？

平均的なご家庭（3 人）のモデルケースとして、メーター口径が 13mm で、使用水量が 1 か月で 20 m³の場合…

*松橋小川上水道

（改定前）4,570 円（基本料金 1,560 円＋超過料金 3,010 円）

（改定後）5,350 円（基本料金 1,830 円＋超過料金 3,520 円）

*豊野西部簡易水道

（改定前）4,740 円（基本料金 1,840 円＋超過料金 2,900 円）

（改定後）5,520 円（基本料金 2,150 円＋超過料金 3,370 円）

※いずれも、消費税込み額で 月 780 円の増（年 9,360 円増）となります。

ただし、実際のメーター口径及び使用水量によって料金は異なりますので、別添の新旧水道料金早見表をご覧ください。

Q18 いつから値上がりするのですか？

令和5年4月1日の使用分からです。

なお、水道メーター検針の関係で、令和5年4月使用分の請求は令和5年5月となります。

Q19 低所得者への減免制度はないのですか？

低所得者への水道料金の減免制度はありません。

減免制度を行う場合は、市の福祉施策として一般財源からの補てん（税金の投入）が必要となります。水道事業は「独立採算制の原則」をとっており、水道料金で運営していくことが原則ですので、料金を減免するために税金を投入することは適当ではないと考えています。

Q20 口座振替割引等の割引制度はないのですか？

口座振替割引の制度はありませんが、水道料金の支払いは口座振替が大変便利です。ぜひご利用ください。

Q21 クレジット払いやキャッシュレス決済はできないのですか？

クレジットカードでの支払いは取り扱っておりません。クレジット会社等関連会社に支払う収納手数料が高額であるため、宇城市の税金等の支払いにおいても同様に取り扱いしておりません。

コンビニ収納及びキャッシュレス決済は、導入に向けて、現在料金システムの改修を行っております。改修が終わりましたら、広報うき『ウキカラ』や市のホームページでお知らせいたします。

それまでは従来どおりの『納付書』もしくは『口座振替』でのお支払いをお願いしております。

Q22 節水しているのに、基本料金を一律に請求されるのは不合理ではないですか？

本市では、使用水量に関係なく、24時間いつでも安全・安心な水道水をお届けできる体制を維持するために、固定的にかかる経費分としての「基本料金」と、使用した水量に応じて必要となる「超過料金」から構成される二部料金制を採用しております。

配水池の運転管理や配水管の維持管理、検針費用など費用の大部分は使用水量が多い少ないにかかわらず必要であるため、市民の皆様へ安全・安心な水道水を安定的にお届けすることや負担の公平性を図る観点から「基本料金」をご負担いただいております。